

石川県公報

平成 24 年 4 月 10 日

第 1 2 4 8 2 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示

保安林の指定予定	(森林管理課)	1
保安林の指定施業要件の変更	(同)	2
海岸保全区域の指定	(水産課)	4
漁港管理者である市町の長が管理を行う海岸保全区域の指定	(同)	5
都市計画の変更	(都市計画課)	5

公 告

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告	(都市計画課)	5
----------------------	---------	---

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告	(同)	5
入札公告	(警察本部)	6
公安委員会		
犯罪被害者等早期援助団体の名称変更の届出		7

告 示

石川県告示第188号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。
平成24年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林予定森林の所在場所
白山市尾添ラ19の1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
なだれの防止
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 保安林予定森林の所在場所
白山市美川永代町甲1の72（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
飛砂の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第189号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

羽咋郡宝達志水町今浜イ2の1から2の3まで、2の5、ヨ177の4、ソ1の8から1の10まで、2の51から2の58まで、2の64、2の65、3の2から3の5まで、新風除林2の3から2の6まで、2の8から2の10まで、3の1から3の4まで、細見1の1、1の2、2の1、2の3、2の5から2の12まで、北川尻△124の2、124の7から124の9まで、マ18の2、19の1、19の17、20の1、テ1の34、1の35、1の39、1の41から1の43まで、1の49、1の52、1の53、1の58、1の59、1の64、1の65、1の68、1の69、1の71から1の73まで、1の75、1の76、1の91、1の95、1の99、1の101、1の103、1の115、1の119、1の125、1の127、1の136、1の138、1の142、1の144、1の146、1の148、1の168、1の206、1の212から1の216まで、1の218、1の219、1の221、サ12の1、12の2、13の1、13の2、14の1、14の2、15の1、15の2、16の1、16の2、17の1、17の2、18の1、18の2、19の1、19の2、21の1、21の2、22の1、22の2、23の1、23の2、ヒ1の3、2の3、3の18、3の20、3の22、3の24、3の26、3の28、4の3、5の3、米出口1の1、又6の11、6の12、10の13、ル2の1、2の3、3の1、3の3、4の1、5の3、5の4、5の6、7の2、7の4、7の10、7の13、10の1、10の3、敷浪イ1の1、3の2、口20の2、21の1、32の1、37の1、39の1、41、42の2、66の1、77の1、77の2、82、90の1、96の1、五24の1、25の11から25の17まで、56の2、56の4、56の7、56の27、57の2、57の4、57の7、宿式甲1の1、式乙1の1から1の4まで、1の6から1の8まで、1の14、1の16、参24の1、24の3、24の7、24の8、出浜ト201の1から201の5まで、203、219の1から219の12まで、220の1、230、231、チ232の1、232の3から232の5まで、233、リ1の1、1の5から1の7まで、免田又35から40まで、41の3から41の6まで、42の1、48の1、90の1、104の2、104の3、106の2、柳瀬ツ105の2、ネ1の3、1の5、1の17、子1の1から1の3まで

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

羽咋郡宝達志水町上田外壱字入会九2の148、2の149、2の151、2の156、2の157、紺屋町外七字入会六号濁川2の38から2の51まで、入会七号御前ノ前1の1から1の13まで、1の15、1の17から1の20まで、1の26から1の46まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

羽咋郡宝達志水町今浜ソ 1 の 8 から 1 の 10 まで、 2 の 50、 2 の 56 から 2 の 58 まで、 2 の 64 から 2 の 66 まで、 3 の 2、 3 の 4、 3 の 5、 敷浪イ 1 の 1、 3 の 2、 口 20 の 2、 21 の 1、 32 の 1、 37 の 1、 39 の 1、 41、 66 の 1、 77 の 1、 77 の 2、 82、 90 の 1、 96 の 1、 五 25 の 11 から 25 の 17 まで、 56 の 2、 56 の 7、 57 の 4、 出浜ト 201 の 1 から 201 の 5 まで、 219 の 1 から 219 の 12 まで、 220 の 1、 チ 232 の 1、 232 の 3 から 232 の 5 まで、 233、 リ 1 の 1、 1 の 5 から 1 の 7 まで、 免田又 104 の 2、 104 の 3、 106 の 2、 柳瀬ネ 1 の 3、 1 の 17、 子 1 の 1 から 1 の 3 まで

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

羽咋郡宝達志水町紺屋町外七字入会六号濁川 2 の 44、 2 の 46、 2 の 49 から 2 の 51 まで

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和 61 年農林水産省告示第 1207 号 (二に限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成 4 年石川県告示第 609 号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
羽咋郡宝達志水町免田中尾柳谷 1 の 1 から 1 の 9 まで、 2 の 1 から 2 の 12 まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成 8 年石川県告示第 382 号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び宝達志水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第 190 号

海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成 24 年 4 月 10 日

石川県知事 谷 本 正 憲

漁港名 領家漁港
 沿岸名 加越沿岸
 海岸名 領家漁港海岸

地区海岸名	区分	海岸保全区域
領家漁港海岸 (領家地区)	位置	羽咋郡志賀町富来領家町夕 1 番地の地内及び地先
	区域	基点 1 から基点 4 までを順次結んだ線に囲まれた区域
		基 点 の 位 置
	基点	基 点 の 位 置
	1	北緯 37 度 8 分 6.2005 秒 東経 136 度 43 分 40.0560 秒の点 1 号標杭
2	北緯 37 度 8 分 13.0443 秒 東経 136 度 43 分 35.0574 秒の点 2 号標杭	
3	北緯 37 度 8 分 11.3928 秒 東経 136 度 43 分 32.0746 秒の点 3 号標杭	

4	北緯 37度 8分 4.8890秒 東経 136度 43分 36.8206秒の点 4号標杭
---	--

付記 海岸保全区域平面図閲覧場所

- 1 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県農林水産部水産課
- 2 志賀町末吉千古1番地1 志賀町農林水産課

石川県告示第191号

海岸法(昭和31年法律第101号)第5条第4項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち、漁港管理者である市町の長が管理することが適当であると認め、知事と当該市町の長とが協議して定めた区域は、次のとおりとする。

平成24年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

沿 岸 の 名 称				指 定 区 域
沿岸名	漁港名	地区海岸名	地先海岸名	
加越沿岸	領家漁港	領家地区	領家地先	海岸保全区域の指定(平成24年石川県告示第190号)をもって海岸保全区域として指定した石川県羽咋郡志賀町富来領家町領家地区海岸保全区域のうち、領家漁港に接する地区

石川県告示第192号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成24年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	都市計画を変更する土地の区域	縦 覧 場 所
金沢都市計画道路 (3・3・11号専光寺野田線)	金沢市寺町4丁目及び寺町5丁目の各一部	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課
金沢都市計画道路 (3・5・55号三日市徳用線)	野々市市三日市町及び徳用町の各一部	石川県土木部都市計画課及び野々市市産業建設部都市計画課

公 告

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金沢都市計画伝統的建造物群保存地区 (寺町台伝統的建造物群保存地区)	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、輪島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成24年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦 覧 場 所
輪島都市計画用途地域	石川県土木部都市計画課及び輪島市建設部都市整備課
輪島都市計画臨港地区	"

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年4月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

犯罪被害抑止電話広報業務委託

(2) 業務内容

仕様書による。

(3) 委託期間

平成24年5月1日から平成25年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、平成24年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 国又は地方公共団体が発注したアウトバウンドコール委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

(4) プライバシーマーク又はISO27001の第三者認証を取得し、業務を実施する事業所が認証登録範囲に含まれていること。

(5) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に關係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間 平成24年4月10日(火)から同月16日(月)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成24年4月16日(月)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送する等により行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課

電話番号 076 - 225 - 0110 (内線2213)

(2) 交付期間

平成24年4月10日(火)から同月16日(月)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ。

(2) 入札書の受領期限

平成24年4月17日(火)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年4月17日(火)午後1時30分

イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第46号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成14年国家公安委員会規則第1号)第3条第1項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成24年4月10日

石 川 県 公 安 委 員 会

	名 称	代表者氏名	変更年月日
新	公益社団法人 石川被害者サポートセンター	理事長 中島 秀雄	平成24年4月1日
旧	一般社団法人 石川被害者サポートセンター		

